

平成30年度

若年者きものライフスタイル
推進事業費補助金

募集要領

募集期間

平成30年10月11日(木)～

平成30年11月9日(金)

京 都 府

1 事業の目的

京都府は、府内の大学生や高校生等の若年者を対象として、きもの着付け体験や和装姿での街歩きなど、きもの着用の促進や啓発に繋がる事業を支援します。

2 補助対象者（応募資格）

補助対象者は以下のとおりです。

- (1) 伝統工芸品（京都府伝統と文化のものづくり産業振興条例（平成 17 年京都府条例第 42 号。以下「条例」という。）第 9 条第 1 項の規定により指定された京もの指定工芸品）を製造する中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号のいずれかに該当する中小企業者並びに企業組合及び協業組合をいう。以下同じ。）を構成員とする産地組合等、事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会
- (2) 伝統と文化のものづくり産業の振興、発展に寄与することを目的とする府内の団体
- (3) 前各号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める団体

※ただし、次のいずれかに該当する場合は、補助対象者の資格を有しません。

- ア 国や自治体等による競争的資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある者
- イ 府税の滞納がある者
- ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に定める風俗営業を営む者
- エ 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又は事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 23 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- オ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- カ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
- ク 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

3 補助対象事業

若年者を対象としたきもの着付け体験や和装姿での街歩きなど、営利を目的とせずきもの着用の促進や啓発に繋がる事業であって、平成 30 年 3 月 20 日までに終了する事業とします。

4 補助率等

補助率：補助対象経費の2分の1以内
補助金の上限：500千円

5 補助対象経費

補助対象事業に必要な次に掲げる経費とします。

着付け講師謝金・交通費、消耗品費、広報費、保険料、会場借上費、委託料、その他知事が必要と認める経費

但し、補助対象事業への参加者や入場者から徴収する経費や協賛金等で賄う経費については対象外とします。

6 申請手続

(1) 交付申請書

- ① 交付申請書の様式は、所定の様式（別紙第1号様式）を使用してください。
- ② 10月11日（木）以降（申請の時点で事業が完了している場合を除く）やむを得ない事由により交付決定前に事業を開始する場合は、所定の様式（別記第2号様式）により、事前着手届を提出してください。

(2) 提出部数 1部

(3) 募集期間

10月11日（木）から11月9日（金）の午後5時まで（必着）

※持参または郵送によりご提出ください。

(4) 提出及び問い合わせ先

京都府商工労働観光部染織・工芸課（担当：岡藤）

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

TEL：075-414-4864 FAX：075-414-4870

E-mail：m-okafuji11@pref.kyoto.lg.jp

7 交付決定

申請事業をとりまとめ、審査の上、採択事業と補助金額を決定します。

予算の範囲内で交付いたしますので、申請額と交付決定額が必ずしも一致するとは限りません。

8 審査基準

- (1) 事業の計画性及び実現性
- (2) 事業効果が高い事業
- (3) 経費の妥当性

9 その他

- (1) 補助金の支払いは、補助事業終了後、精算払いとなります。
- (2) 補助事業者については、補助事業の透明性を確保するため、事業者名、所在地、事業名、補助金額等を補助金交付事業者として公表することがありますので、

ご了承願います。

- (3) 採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。
- (4) 補助事業者が補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号）等に違反する行為等をされた場合には、補助金の交付取り消し、不正内容の公表等を行うことがあります。